

教職員 各位

危機対策本部（新型コロナウイルス感染症対応） 本部長
学長 田野 俊一

新型コロナウイルスの感染症対策に伴う教職員の勤務態勢について（第2報）

新型コロナウイルス感染症が世界的な感染爆発を起こしており、東京都をはじめとした各自治体でも外出自粛要請の措置がとられていることに鑑み、4月1日付けで「新型コロナウイルスの感染症対策に伴う教職員の勤務態勢について」をお知らせしたところですが、さらに厳格な感染防止が必要であるとの観点から、4月6日（月）以降、本学では授業開始までの間（5月6日まで）、教職員の勤務態勢を以下のとおりとします。

1. 教育研究職員及び教育研究技師の出勤に対する措置について

4月6日（月）～5月6日（水）の期間について、原則として在宅勤務を行うこととします。

- 原則、学生を大学に来させない。
- やむを得ない理由によって登学しての研究や学生指導が必要となる場合、以下のとおり十分な対策・感染防止の措置を講じてください。
 - 1) 登学させない手段（テレワーク等）を積極的に活用すること。
 - 2) やむを得ず登学指導が必要な場合には、毎日ではなく、日数を減じることや長時間の滞在を禁ずるなど配慮を行うこと。また、不特定多数の態様とならないよう配慮し、その日の出席者を把握すること。
 - 3) 学生・教員共に、必ず感染対策（マスク着用、手洗い、アルコール消毒、室内換気等）を講じ、体調管理に十分注意を払うこと。
 - 4) 感染予防のため、学生から登学を見合わせたいとの希望があった場合には、柔軟に対応すること（特に登学に公共交通機関を利用する学生に対して配慮すること）。
 - 5) 発熱等の症状のある場合には、参加させない、または直ちに帰宅される等の対応を図ること。

2. 1を除く事務職員、非常勤職員等の出勤に対する措置について

4月6日（月）～5月6日（水）の期間について、可能な限り「在宅勤務」または「出勤制限（シフト制）」を行うこととします。

- 「在宅勤務」、「出勤制限（シフト制）」における具体の対応については、各部課において適切に検討し、実施すること。

3. 在宅勤務の環境整備について

Zoom、VPN 等を利用したリモートワークの導入について、現在調整中のため、準備でき次第、ご連絡します。

4. 新型コロナウイルスの感染症対策に伴う対応（ホームページ掲載）

本学の新型コロナウイルス感染症対策に関する本学の対応は、ホームページにまとめて掲載しておりますので、以下をご覧ください。

- 本学の新型コロナウイルス感染症に関する対応

<https://www.uec.ac.jp/news/announcement/2020/corona.html>

以上、教職員各位におかれては、重大な局面における措置であることを踏まえて、各都県知事から発出される外出自粛等要請の趣旨に鑑み、感染拡大防止に向けた適切かつ慎重な行動をお取りいただくよう、ご理解とご協力をお願いいたします。